

市区町村別集計項目(推進体制等)

福岡県	
市区町村数	60

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間				
						43	51	51				60					
40	100	北九州市	総務局女性の輝く社会推進室	1	1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第4次北九州市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
40	130	福岡市	市民局男女共同参画部	1	1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日		福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	202	大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1	2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日		第3次おおむた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
40	203	久留米市	協働推進部男女平等政策課	1	1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日		第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	204	直方市	文化・スポーツ推進課	2	1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日		第3次のおがた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
40	205	飯塚市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年9月10日	2007年10月1日		第2次飯塚市男女共同参画後期プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	206	田川市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日		第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	207	柳川市	人権・同和对策室	1	2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日		第4次柳川市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
40	210	八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1	2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	211	筑後市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5J」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
40	212	大川市	企画課	1	2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日		第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
40	213	行橋市	総合政策課	1	2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第3次行橋市男女共同参画プラン後期計画	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1		
40	214	豊前市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		第2次豊前市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	215	中間市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日		中間市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
40	216	小都市	総務広報課	1	2	1	1	小都市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第2次小都市男女共同参画計画	2014年2月 ~ 2024年3月	0	1		
40	217	筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1	2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日		第3次ちくしの男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
40	218	春日市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日		第4次春日市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
40	219	大野城市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		大野城市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	220	宗像市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	221	太宰府市	人権政策課	1	1	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日		第2次太宰府市男女共同参画後期プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	223	古賀市	人権センター	1	2	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第3次古賀市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1		
40	224	福津市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日		(第2次男女共同参画プラン・ふくつ)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0		
40	225	うきは市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年8月23日		第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
40	226	宮若市	保護人権課	1	2	1	0			2	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1			
40	227	嘉麻市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例	2010年6月29日	2010年12月28日		第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	228	朝倉市	総合政策課	1	2	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	2007年12月28日	2008年4月1日		第4次朝倉市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
40	229	みやま市	人権・同和对策室	1	2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例	2015年3月27日	2015年4月1日		第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1		
40	230	糸島市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	糸島市男女共同参画推進社会条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
40	231	那珂川市	人権政策課	1	1	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例	2005年3月7日	2005年4月1日		第2次那珂川町男女共同参画プラン後期基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	341	宇美町	まちづくり課	1	2	0	1	宇美町男女共同参画推進条例	2017年12月8日	2017年12月8日		第3次男女共同参画うみプラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
40	342	篠栗町	まちづくり課	1	2	0	0			1	第2次篠栗町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1			
40	343	志免町	まちの魅力推進課	1	2	0	1	志免町男女共同参画推進条例	2014年3月25日	2014年4月1日		第2次志免町男女共同参画行動計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
40	344	須恵町	まちづくり課	1	2	0	0			2	須恵町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1			
40	345	新宮町	総務課 人権推進室	1	2	0	1	新宮町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		新宮町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	348	久山町	総務課	1	2	0	0			0	久山町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
40	349	粕屋町	協働のまちづくり課	1	2	0	1	粕屋町男女共同参画推進条例	2015年12月25日	2015年12月25日		粕屋町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
40	381	芦屋町	生涯学習課	2	2	0	1			2	第2次芦屋町男女共同参画推進プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1			
40	382	水巻町	地域づくり課	1	2	1	1			0	第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1			
40	383	岡垣町	福祉課	1	2	1	1	岡垣町男女共同参画—ともに支えあい、ともに輝く—まちづくり条例	2004年3月25日	2004年3月25日		岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
40	384	遠賀町	住民課	1	2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無		有		無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法
40	401	小竹町	総務課	1	2	0	0			0	小竹町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	402	鞍手町	福祉人権課	1	2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例	2008年12月18日	2009年4月1日	第3次鞍手町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	421	桂川町	健康福祉課	1	2	1	1	桂川町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年3月24日	桂川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	447	筑前町	企画課	1	2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日	第4次筑前町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	448	東峰村	住民福祉課	1	2	1	1	東峰村男女共同のむらづくり条例	2010年1月6日	2010年4月1日	(第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画)	2020年4月 ~ 2024年3月	1	0	
40	503	大刀洗町	地域振興課	1	2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例	2009年12月28日	2010年4月1日	第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
40	522	大木町	まちづくり課	1	2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例	2018年12月10日	2019年4月1日	第2次大木町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
40	544	広川町	協働推進課	1	2	0	0	広川町男女共同参画推進条例	2014年12月9日	2015年4月1日	広川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	601	香春町	総務課	1	2	0	1	香春町男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2008年10月1日	香春町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	602	添田町	総務課	1	1	1	1	添田町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日	第3次添田町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	604	糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日	第3次糸田町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	605	川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日	第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	608	大任町	総務企画財政課	1	2	0	0	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日	第2次大任町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年10月	1	1	
40	609	赤村	総務課	1	2	0	1	赤村男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日	第3次赤村男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
40	610	福智町	人権推進課	1	2	0	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日	第3次福智町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	621	苅田町	住民課人権男女共同参画室	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日	第2次苅田町男女共同参画行動計画(後期)	2013年4月 ~ 2023年3月	1	1	
40	625	みやこ町	人権男女共同参画室	1	1	0	0	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日	第2次男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年3月	1	1	
40	642	吉富町	住民課	1	2	1	1			0	第2次吉富町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	646	上毛町	住民課	1	2	0	0			3	上毛町男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
40	647	築上町	人権課	1	1	0	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日	第2次築上町男女共同参画推進基本計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
  - 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
  - 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			19							5	14	14	4	1	15	3	1
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939	093-583-5107	<a href="http://www.kitakyu-move.jp/">http://www.kitakyu-move.jp/</a>		○		○				○
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アミカス	815-0083	福岡市南区高宮3丁目3-1	092-526-3755	092-526-3766	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/">https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/</a>		○		○				○
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター		836-0862	大牟田市原山町13-3	0944-41-2611	0944-41-2869	<a href="http://www.city.omuta.lg.jp">http://www.city.omuta.lg.jp</a>		○	○					○
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	なし	830-0037	福岡県久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7800	0942-30-7811	<a href="https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9034danjo-c/">https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9034danjo-c/</a>		○	○					○
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター		822-0026	福岡県直方市津田町7番20号	0949-25-2244	0949-25-2229	<a href="https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1242/_2793/2707.html">https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1242/_2793/2707.html</a>	○		○					○
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	サンクス	820-0041	飯塚市飯塚14-67	0948-22-7058	0948-22-3609	<a href="http://www.city.iizuka.lg.jp">http://www.city.iizuka.lg.jp</a>		○	○					○
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	ゆめっせ	826-0032	福岡県田川市平松町3番36号	0947-44-0159	0947-44-0888	<a href="http://www.ioho.tagawa.fukuoka.jp/">http://www.ioho.tagawa.fukuoka.jp/</a>		○	○					○
40	207	柳川市															
40	210	八女市															
40	211	筑後市															
40	212	大川市															
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	る〜ぶる	824-0005	福岡県行橋市中央1丁目9-3(コスメイト行橋1階)	0930-26-2232	0930-26-2232	<a href="http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/doc/2013110800185/">http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/doc/2013110800185/</a>		○	○					○
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん		828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地	0979-82-0509	0979-82-0509	<a href="http://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/hartopiabuzen.html">http://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/hartopiabuzen.html</a>	○		○					○
40	215	中間市															
40	216	小郡市															
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	ら〜ふる	818-0057	福岡県筑紫野市二日市南1-9-3	092-918-1311	092-921-8666	<a href="https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html">https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html</a>		○	○					○
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	じよなさん	816-0806	福岡県春日市光町1丁目73番地	092-584-1201	092-584-1181	<a href="http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/">http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/</a>		○	○					○
40	219	大野城市	大野城まどかびあ男女平等推進センター	アスカーラ	816-0934	福岡県大野城市曙町2丁目3番1号	092-586-4030	092-586-4031	<a href="https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/">https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/</a>		○		○				○
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	ゆい	811-3437	福岡県宗像市久原180	0940-36-0250	0940-36-0269	<a href="https://city.munakata.lg.jp/map/220/030/201501210137.html">https://city.munakata.lg.jp/map/220/030/201501210137.html</a>		○			○			○
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	ルミナス	818-0102	福岡県太宰府市白川2番2号	092-925-5404	092-925-5404	<a href="http://dzaifu-ruminas.jp/">http://dzaifu-ruminas.jp/</a>	○			○				○
40	223	古賀市															
40	224	福津市															

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	だんだん	839-1401	福岡県うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-77-2661	0943-77-5557	<a href="https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/list00180.html">https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/list00180.html</a>		○	○				○		
40	226	宮若市																
40	227	嘉麻市																
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	あすみん	838-1592	朝倉市杷木池田483-1	0946-28-7595	0946-63-3569	<a href="https://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/1000000000141/index.html">https://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/1000000000141/index.html</a>		○	○				○		
40	229	みやま市																
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	ラポール	819-1148	福岡県糸島市神在西三丁目1番5号	092-324-2800	092-324-2800	<a href="https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html">https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html</a>	○		○				○		
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	あいなか	811-1292	福岡県那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211	092-953-0688	<a href="https://www.city.nakagawa.lg.jp/">https://www.city.nakagawa.lg.jp/</a>		○	○				○		
40	341	宇美町																
40	342	篠栗町																
40	343	志免町																
40	344	須恵町																
40	345	新宮町																
40	348	久山町																
40	349	粕屋町																
40	381	芦屋町																
40	382	水巻町																
40	383	岡垣町																
40	384	遠賀町																
40	401	小竹町																
40	402	鞍手町																
40	421	桂川町																
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	リブラ	838-0816	福岡県朝倉郡筑前町新町440番地	0946-22-3996	0946-23-1533	<a href="https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp">https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp</a>	○		○				○		
40	448	東峰村																
40	503	大刀洗町																
40	522	大木町																
40	544	広川町																
40	601	香春町																
40	602	添田町																
40	604	糸田町																
40	605	川崎町																
40	608	大任町																
40	609	赤村																
40	610	福智町																
40	621	苅田町																
40	625	みやこ町																
40	642	吉富町																
40	646	上毛町																
40	647	築上町																

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

福岡県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			19					19	19	18	19	7	12	6	2	6		
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	1995年7月1日	18	0	258,673	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者を対象とした託児サービスの実施
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	1988年11月2日	8	13	106,548	○	○	○	○		○	○			○	地域の男女共同参画推進組織の支援
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター	1992年4月1日	2	1	2,055	○	○	○	○	○	○				○	
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	2001年5月1日	15	1	18,724	○	○	○	○		○				○	
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター	2012年4月1日	3	1	8,038	○	○	○	○		○					技能実習生を対象とした日本語教室
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	1996年2月22日	1	1	1,968	○	○	○	○							
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	1998年4月1日	3	4	4,107	○	○	○	○	○	○	○			○	
40	207	柳川市			0	0	0											
40	210	八女市			0	0	0											
40	211	筑後市			0	0	0											
40	212	大川市			0	0	0											
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	2005年6月23日	0	3	7,990	○	○	○	○	○	○					
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん	2011年4月1日	0	4	6,142	○	○	○	○		○					
40	215	中間市			0	0	0											
40	216	小郡市			0	0	0											
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	2001年5月1日	3	2	10,105	○	○	○	○	○	○	○			○	
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	2012年3月1日	4	2	5,755	○	○	○	○	○					○	
40	219	大野城市	大野城まどかびあ男女平等推進センター	1996年7月27日	6	3	13,717	○	○	○	○		○	○				
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	1998年1月22日	4	3	3,050	○	○	○	○							
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	2016年4月1日	4	6	11,084	○	○		○		○					託児室運営
40	223	古賀市			0	0	0											
40	224	福津市			0	0	0											
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	2011年4月1日	3	0	8,900	○	○	○	○							
40	226	宮若市			0	0	0											
40	227	嘉麻市			0	0	0											
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	2020年4月1日	6	0	1,709	○	○	○	○							
40	229	みやま市			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センターラポール	2010年1月1日	0	4	8,186	○	○	○	○							
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	2011年4月1日	3	0	7,833	○	○	○	○	○	○					
40	341	宇美町			0	0	0											
40	342	篠栗町			0	0	0											
40	343	志免町			0	0	0											
40	344	須恵町			0	0	0											
40	345	新宮町			0	0	0											
40	348	久山町			0	0	0											
40	349	粕屋町			0	0	0											
40	381	芦屋町			0	0	0											
40	382	水巻町			0	0	0											
40	383	岡垣町			0	0	0											
40	384	遠賀町			0	0	0											
40	401	小竹町			0	0	0											
40	402	鞍手町			0	0	0											
40	421	桂川町			0	0	0											
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	2012年4月1日	0	3	5,535	○	○	○	○							
40	448	東峰村			0	0	0											
40	503	大刀洗町			0	0	0											
40	522	大木町			0	0	0											
40	544	広川町			0	0	0											
40	601	香春町			0	0	0											
40	602	添田町			0	0	0											
40	604	糸田町			0	0	0											
40	605	川崎町			0	0	0											
40	608	大任町			0	0	0											
40	609	赤村			0	0	0											
40	610	福智町			0	0	0											
40	621	苅田町			0	0	0											
40	625	みやこ町			0	0	0											
40	642	吉富町			0	0	0											
40	646	上毛町			0	0	0											
40	647	築上町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				13		29	1	3.4	33	5	15.2	31	0	0.0	28	1	3.6	7,855	776	9.9
40	100	北九州市				1	0	0.0	3	0	0.0							2795	492	17.6
40	130	福岡市				1	0	0.0	3	1	33.3							151	9	6.0
40	202	大牟田市				1	0	0.0	2	1	50.0							342	54	15.8
40	203	久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	1	0	0.0	2	0	0.0							670	61	9.1
40	204	直方市				1	0	0.0	1	1	100.0							103	6	5.8
40	205	飯塚市				1	0	0.0	2	1	50.0							272	15	5.5
40	206	田川市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	6	6.0
40	207	柳川市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	11	3.4
40	210	八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							185	2	1.1
40	211	筑後市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	3	4.0
40	212	大川市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
40	213	行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							183	7	3.8
40	214	豊前市				1	0	0.0	0	0								127	1	0.8
40	215	中間市				1	0	0.0	0	0								61	4	6.6
40	216	小郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
40	217	筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							82	4	4.9
40	218	春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9
40	219	大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							27	1	3.7
40	220	宗像市				1	1	100.0	1	0	0.0							143	9	6.3
40	221	太宰府市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	4	9.1
40	223	古賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	5	10.9
40	224	福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0								102	8	7.8
40	225	うきは市				1	0	0.0	1	0	0.0							11	1	9.1
40	226	宮若市				1	0	0.0	0	0								76	1	1.3
40	227	嘉麻市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	13	11.9
40	228	朝倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							227	1	0.4
40	229	みやま市				1	0	0.0	1	1	100.0							149	0	0.0
40	230	糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							164	4	2.4
40	231	那珂川市	2006年11月23日	那珂川町男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							37	2	5.4
40	341	宇美町										1	0	0.0	2	0	0.0	48	3	6.3
40	342	篠栗町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
40	343	志免町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
40	344	須恵町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
40	345	新宮町										1	0	0.0	2	0	0.0	24	2	8.3
40	348	久山町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
40	349	粕屋町																		
40	381	芦屋町																		
40	382	水巻町																		
40	383	岡垣町																		
40	384	遠賀町																		
40	401	小竹町																		
40	402	鞍手町																		
40	421	桂川町																		
40	447	筑前町																		
40	448	東峰村																		
40	503	大刀洗町																		
40	522	大木町	2015年5月29日	女性の大活躍推進宣言	1															
40	544	広川町																		
40	601	香春町																		
40	602	添田町																		
40	604	糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)	1															
40	605	川崎町																		
40	608	大任町																		
40	609	赤村																		
40	610	福智町																		
40	621	苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1															
40	625	みやこ町																		
40	642	吉富町																		
40	646	上毛町																		
40	647	築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2															

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他



都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード							
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数		うち女性等委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
40	448	東峰村	30.0	2022年4月	16	12	147	45	30.6	法律により設定されている委員会等、条例により設置されている審議会等	16	12	147	22	15.0	5	3	24	4	16.7	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
40	503	大刀洗町	50.0	2031年3月	23	18	220	66	30.0	町が設置するすべての審議会・委員会	5	4	54	13	24.1	5	4	34	5	14.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
40	522	大木町	30.0	2023年3月	19	18	176	62	35.2	法律により設置されている審議会等(地方自治法第180条の5、第202条の3)	13	13	142	51	35.9	6	5	34	11	32.4	28	7	25.0	29	7	24.1	1		1		1	
40	544	広川町	30.0	2027年3月	26	23	213	66	31.0	地方自治法第202条の3及び180条の5並びに町で規則・要綱等で設置している町の諮問等に対して調停・審査を行う審議会等。	14	12	125	33	26.4	6	5	30	8	26.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
40	601	香春町									22	14	186	38	20.4	5	3	21	4	19.0	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
40	602	添田町	26.0	2026年3月	33	24	267	57	21.3	条例・規則等により設置されている会議等	32	24	239	53	22.2	6	4	35	6	17.1	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
40	604	糸田町	30.0	2023年3月	13	13	119	39	32.8	法律により設置されている審議会等(地方自治法第180条の5、第202条の3)	17	16	153	52	34.0	5	4	27	9	33.3	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1	
40	605	川崎町									16	15	119	32	26.9	5	3	26	5	19.2	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1		1	
40	608	大任町									6	2	46	6	13.0	5	3	22	6	27.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
40	609	赤村									10	7	85	24	28.2	5	4	22	6	27.3				11	0	0.0	1		1		1	
40	610	福智町	30.0	2027年3月	18	14	172	29	16.9	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	18	14	172	29	16.9	6	4	30	5	16.7	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
40	621	近田町	30.0	2022年4月	33	30	375	113	30.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域を除く)	33	30	375	113	30.1	5	3	20	4	20.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
40	625	みやこ町									11	10	125	30	24.0	5	3	26	6	23.1	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
40	642	吉富町	40.0	2024年6月	23	21	217	61	28.1	地治法に基づく町の附属機関	23	21	217	61	28.1	6	4	30	9	30.0	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1		1	
40	646	上毛町	25.0	2026年3月	19	14	145	30	20.7	法律、政令、町条例に基づく審議会等	13	11	115	25	21.7	6	3	30	5	16.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
40	647	築上町	40.0	2023年3月	41	35	376	106	28.2	地方自治法202条の3	41	35	376	106	28.2	6	5	30	6	20.0	18	4	22.2	19	4	21.1	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

福岡県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								11	11	886	271	30.6	6	0	18	0	0.0								
	北九州市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	福岡市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大牟田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	久留米市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	直方市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	飯塚市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	田川市							1	1	120	31	25.8	0	0	0	0									
	柳川市							1	1	60	18	30.0	0	0	0	0									
	八女市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	筑後市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	行橋市							1	1	96	29	30.2	0	0	0	0									
	豊前市							1	1	50	13	26.0	0	0	0	0									
	中間市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小郡市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	筑紫野市							1	1	179	60	33.5	1	0	3	0	0.0								
	春日市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0								
	大野城市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0								
	宗像市							1	1	132	36	27.3	0	0	0	0									
	太宰府市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	古賀市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	福津市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	うきは市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宮若市							1	1	6	1	16.7	0	0	0	0									
	嘉麻市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	朝倉市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	みやま市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	糸島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	那珂川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇美町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	篠栗町							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0								
	志免町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	須恵町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新宮町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	久山町							1	1	60	23	38.3	0	0	0	0									
	粕屋町							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0								
	芦屋町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	水巻町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	岡垣町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	遠賀町							1	1	72	26	36.1	0	0	0	0									
	小竹町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鞍手町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	桂川町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	筑前町							1	1	15	4	26.7	0	0	0	0									



調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況											職務上の地位別職員在職状況											調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部署への配置状況				調査時点コード	その他																							
			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職																															
			管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数	うち女性	女性比率(%)	管理職総数			うち女性	女性比率(%)	係長相当職	うち女性			女性比率(%)	係長相当職	うち女性	女性比率(%)	係長相当職	うち女性	女性比率(%)	うち管理職	うち女性	女性比率(%)													
			女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)			女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)			女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)															
40	100	北九州市	3,399	553	16.3	2,887	454	15.7	580	76	13.1	498	64	12.8	63	6	9.5	53	6	11.3	2,756	471	17.1	2,335	384	16.4	1,214	171	14.1	1,043	343	32.8	985	236	24.0	7,003	2,027	28.9	5,548	1,556	28.0	408	57	14.0	85	7	8.2								
40	100	福岡市	680	103	15.1	610	97	15.9	170	22	12.9	154	21	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	510	81	15.9	456	76	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1,484	343	23.1	1,259	267	21.2	1	1	100.0	1	1	100.0											
40	130	福岡市	724	127	17.5	581	101	17.4	173	28	16.2	143	22	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	551	99	18.0	438	79	18.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1,959	539	27.5	1,511	473	31.3	2	2	100.0	2	2	100.0	2022年5月1日	28	5	17.9	5	1	20.0	2	2	100.0	2022年5月1日
40	202	大牟田市	106	10	9.4	92	9	9.8	12	1	8.3	11	1	9.1	17	2	11.8	14	2	14.3	77	7	9.1	67	6	9.0	27	6	22.2	20	5	25.0	224	62	27.7	150	52	34.7	1	1	100.0	0	0	0.0	1	1	100.0								
40	203	久留米市	259	43	16.6	224	34	15.2	32	5	15.6	29	4	13.8	41	3	7.3	34	3	8.8	186	35	18.8	161	27	16.8	245	62	25.3	197	42	21.3	404	141	34.9	297	85	28.6	1	1	100.0	12	0	0.0	4	0	0.0	1	1	100.0					
40	204	直方市	43	6	14.0	35	6	17.1	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	6	16.7	29	6	20.7	0	0	0.0	0	0	0.0	92	14	15.2	75	14	18.7	1	1	100.0	4	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	205	飯塚市	77	8	10.4	71	8	11.3	10	0	0.0	9	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	62	7	11.3	57	7	12.3	62	20	32.3	51	12	23.5	155	52	33.5	135	41	30.4	1	1	100.0	8	1	12.5	3	0	0.0	1	1	100.0					
40	206	田川市	43	4	9.3	38	4	10.5	10	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	4	12.1	30	4	13.3	56	9	16.1	40	5	12.5	85	26	30.6	50	9	18.0	1	1	100.0	7	1	14.3	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	207	柳川市	49	4	8.2	39	3	7.7	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	4	10.0	32	3	9.4	38	5	13.2	31	4	12.9	83	17	20.5	60	9	15.0	1	1	100.0	5	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	210	八女市	43	6	14.0	40	6	15.0	7	1	14.3	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	36	5	13.9	34	5	14.7	75	27	36.0	62	19	30.6	112	42	37.5	80	24	30.0	1	1	100.0	7	1	14.3	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	211	筑後市	38	9	23.7	31	8	25.8	6	1	16.7	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	8	25.0	27	7	25.9	11	3	27.3	9	1	11.1	71	23	32.4	55	20	36.4	1	1	100.0	4	1	25.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	212	大川市	25	3	12.0	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	22	2	9.1	35	6	17.1	33	6	18.2	29	8	27.6	25	7	28.0	1	1	100.0	4	1	25.0	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	213	行橋市	63	6	9.5	58	6	10.3	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	50	5	10.0	46	5	10.9	3	1	33.3	3	1	33.3	100	15	15.0	88	15	17.0	1	1	100.0	5	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0					
40	214	豊前市	22	3	13.6	19	2	10.5	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	15	2	13.3	10	1	10.0	10	1	10.0	60	21	35.0	51	15	29.4	1	1	100.0	5	0	0.0	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	215	中間市	45	4	8.9	35	3	8.6	8	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	4	10.8	29	3	10.3	14	2	14.3	9	1	11.1	73	12	16.4	53	8	15.1	1	1	100.0	7	2	28.6	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	216	小郡市	47	13	27.7	0	0	0.0	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	12	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	217	筑紫野市	51	14	27.5	42	9	21.4	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	12	27.9	34	7	20.6	5	3	60.0	1	0	0.0	67	12	17.9	55	7	12.7	1	1	100.0	5	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	218	春日市	49	12	24.5	45	11	24.4	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	40	10	25.0	36	9	25.0	38	15	39.5	37	14	37.8	38	11	28.9	32	9	28.1	1	1	100.0	8	2	25.0	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	219	大野城市	64	10	15.6	64	10	15.6	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	52	10	19.2	52	10	19.2	0	0	0.0	0	0	0.0	99	25	25.3	99	25	25.3	1	1	100.0	10	1	10.0	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	220	久留米市	75	11	14.7	68	10	14.7	17	3	17.6	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	58	8	13.8	53	8	15.1	25	12	48.0	24	12	50.0	101	31	30.7	83	30	36.1	1	1	100.0	11	1	9.1	2	0	0.0	1	1	100.0					
40	221	太宰府市	48	7	14.6	39	5	12.8	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	38	6	15.8	31	4	12.9	79	24	30.4	58	10	17.2	33	19	57.6	21	9	42.9	1	1	100.0	8	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0					
40	223	古賀市	37	6	16.2	37	6	16.2	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	31	5	16.1	31	5	16.1	22	6	27.3	22	6	27.3	55	25	45.5	54	24	44.4	1	1	100.0	3	0	0.0	0	0	0.0	1	1	100.0					
40	224	福津市	43	10	23.3	40	10	25.0	10	2	20.0	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	33	8	24.2	31	8	25.8	11	5	45.5	10	4	40.0	110	57	51.8	85	38	44.7	1	1	100.0	6	1	16.7	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	225	うきは市	20	5	25.0	20	5	25.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	5	26.3	19	5	26.3	2	0	0.0	2	0	0.0	52	21	40.4	46	16	34.8	1	1	100.0	5	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0					
40	226	宮若市	26	3	11.5	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	3	11.5	23	2	8.7	14	2	14.3	12	2	16.7	46	13	28.3	38	9	23.7	1	1	100.0	6	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0					
40	227	嘉麻市	39	11	28.2	39	11	28.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	11	28.2	39	11	28.2	35	10	28.6	34	10	29.4	71																						

調査時点 議会開催は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮については減額規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、運用上も認めない							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
		35	1の合計	57	0	54		5			51	51	51	52	51	43
		7	2の合計	1	44	3		51			3	3	5	4	5	4
		4	3の合計	0	9			1			0	0	0	0	0	0
		14	4の合計	2	4						8	8	4	4	4	10
40	100	北九州市	2	北九州市議会	1	2	1	北九州市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の中心を奪わない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期議時までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条第2項 議員が一の定例会の開催の日(以下「欠席開始日」という。)から欠席開始日から起算して1月を経過した日(以下「月経過日」という。)までの間の定例会の会費を全て次に掲げる事由以外により欠席した場合において、6月経過日以後最初に定例会若しくは臨時会の会費又は北九州市議会委員会条例(昭和51年北九州市条例第47号)第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席した日の属する月又はその属する月の属する月(以下「出席月等」という。)が6月経過日の属する月の翌月の月であるときは、6月経過日の属する月の翌月から出席月等の前月(その職を離れた場合は、出席月等)までの当該議員の議員報酬の月額を、前項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。 (1) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北九州市条例第90号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は療養状態の患者であること。 3 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、出席月等が欠席開始日から起算して1年を経過した日(以下「1年経過日」という。)の属する月の翌月の月であるときは、1年経過日の属する月の翌月から出席月等の前月(その職を離れた場合は、出席月等)までの当該議員の議員報酬の月額を、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1		
40	130	福岡市	1	福岡市議会	1	4	2				4	1	4	1	1	1
40	202	大牟田市	1	大牟田市議会	1	2	1	大牟田市議会議員規則(欠席の届出)第2条第2項 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1
40	203	久留米市	1	久留米市議会	1	4	2				4	4	2	4	1	2
40	204	直方市	1	直方市議会	1	3	1	直方市議会議員規則、直方市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規則(欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の中心を奪わない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の会議時までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため欠席できないときは、期間を定めて、あらかじめ議長に欠席届を出すことができる。3 前項の期間は、直方市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規則(昭和38年直方市規則第4号)別表第4中、14の項の欄の「特及び特次に規定する期間」とする。(下記事項)(1)8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間。ただし、多胎妊娠については、14週間以内とする。(産前)(2)労働基準法第65条第2項の規定により規定されてはならない期間。ただし、同項ただし書の規定により女性職員が請求した期間を除く。(産後)			1	1	1	1	1	1
40	205	飯塚市	1	飯塚市議会	1	2	1	飯塚市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1
40	206	田川市	4	田川市議会	1	2	1	田川市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 議員が引き続き欠席した期間の区分 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、議員が引き続き欠席した期間が90日を超える日の属する月の翌月から、市議会の会費等に出席した日の属する月まで適用する。ただし、減額する月に議員資格を失う等受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を行う場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。			1	1	1	1	1	1
40	207	柳川市	1	柳川市議会	1	3	1				1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産産後産後期間の明記はあるか。	問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の範囲について範囲の規定はあるか。	問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
40	210	八女市	八女市議員の旧姓使用取扱い事項 (目的) 第1条 この要項は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要項は、一般職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1の基準に該当するものとし、別表第2の基準に該当する文書等については、使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 旧姓使用承認申請書を受理した任命権者は、市長に合議するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て、当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (他の部署へ異動した者の取扱い) 第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員で他の部署に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用承認届(様式第4号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添えるものとする。この場合において、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しない。 (義務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第9条 この要項に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。	八女市議会	1	3	1		八女市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その事由を附し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
40	211	筑後市	筑後市議員の旧姓使用取扱い事項 (目的) 第1条 この要項は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要項は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 旧姓使用承認申請書を受理した任命権者は、氏名変更とともに、市長に合議するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (他の部署へ異動した者の取扱い) 第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員で他の部署に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用承認届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添え、所属長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条第1項及び第5条の規定は適用しない。 (義務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第9条 この要項に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この告示は、平成13年10月1日から施行する。 附 則(平成15年3月25日告示第34号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成16年3月25日告示第38号) この告示は、平成16年4月1日から施行する。 別表第1(旧姓を使用することができる文書等) 基準 1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの職務引継書、回覧用紙、記録文書、決裁に係る押印、業務日報 2 職員の権利、義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの口 休暇届、出張命令書、復命書、育児休業承認申請書、週休日の振替指定簿、時間外勤務命令書、職務免除申請書の名称、営業企業従事許可申請書 2 財務会計帳簿及び証拠書類のうち専ら組織内部で使用される文書(請求行為に係るもの及び委任事務に係る委任者の決裁を除く。) 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの職員録、職員配置表、事務分担表、名札、名刺 別表第2(旧姓を使用することができない文書) 基準 1 公務員の身分関係に係わるもの命令書、履歴書、宣誓書、辞職願、異動等の申告書、専従許可、休暇関係文書、病気休暇関係文書、法令等に基づく身分証明書(旧姓を併記することができる。) 2 職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 1 給与明細書、源泉徴収票、控除当座、(認定申請書)、共済組合に係る文書、公務災害に係る文書、各種研修関係文書、各種研修申請関係文書 2 財務会計帳簿及び証拠書類及び委任事務に係る委任者の決裁(例 庶務請求書、資金前渡職員氏名等) 3 公権力の行使に係るもの口 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書(例 差押請求書) 2 その他職員の身分に基づいて行う体系的な行政行為に係る文書	筑後市議会	1	3	1		筑後市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
40	212	大川市	大川市議員旧姓使用取扱い事項 (使用及び範囲) 第3条 任命権者は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	大川市議会	1	3	1		大川市議会議員規則第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間を明記しているか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記しているか。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
40	213	行橋市	行橋市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等であり、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所長を経て総務課長に提出するものとする。(承認の通知) 第5条 市長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所長を経て総務課長に提出しなければならない。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員で市長部局に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(第4号様式)を総務課長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添え、所長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条及び第5条の規定は適用しない。 (責務) 第8条 所長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、総務課長が別に定める。	行橋市議会	1	2	1	行橋市議会議員規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
40	214	豊前市		豊前市議会	1	2	1	豊前市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
40	215	中間市	中間市職員旧姓使用取扱要綱 第三条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等であり別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	中間市議会	1	2	1	中間市議会議員規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
40	216	小都市	小都市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	小都市議会	1	2	1	小都市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4
40	217	筑紫野市	筑紫野市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	筑紫野市議会	1	2	1	筑紫野市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (議員報酬月額減額) 第2条の2 議員が任期中の連続する2回の市議会定例会(以下「定例会」という。)の会期のすべてを欠席したときは、次項に規定する場合を除き当該議員には、当該2回目の定例会の会期の属する月の翌月の議員報酬を支給しない。 2 議員が傷病によりその職務を執行することができないと医師の診断書に基づき議長が認めるときは、当該議長が認めた日から1年に達する日の属する月までは議員報酬の全額を支給し、1年に達する日の属する月の翌月以降の議員報酬の額は、100分の50を減じた額とする。 3 前二項の規定により議員報酬を支給しないこと又は減額することとされた議員が定例会に出席したときは、当該出席日の属する月の翌月以降の議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1	1		
40	218	春日市	春日市職員の旧姓使用に関する要綱(平成13年9月27日告示第91号) (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所長を経て人事法制課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、人事法制課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所長を経て人事法制課長に提出しなければならない。 (所長及び使用者の責務) 第7条 所長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (承認の取消) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に属する旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	春日市議会	1	2	1	春日市議会議員規則(昭和48年10月1日議会規則第1号) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会議長	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
40	219	大野城市	1	大野城市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする争争のおそれがないもの (3) 対外的に使用される文書等、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせおそれのないもの 2. 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができる。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係る文書等、対外的に大きな影響を及ぼすおそれがあるもの 3. 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないと認められる文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、市長が旧姓使用の可否を決定する。	大野城市議会	1	2	1	大野城市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2. 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1			
40	220	宗像市	2		宗像市	1	2	1	宗像市議会議員規則第2条第2項 第2条第2項 議員は、出席のため欠席するときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。									1	1			
40	221	太宰府市	1	太宰府市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)、は、対外的な権利義務を発生させる場合、及び職務遂行上又は事務処理上に誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経て市長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第5条 市長は、旧姓使用職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓使用職員は、旧姓を使用するにあたっては、市民及び他の職員等に誤解、混乱が生じないように努めなければならない。 (承認の取消) 第6条 市長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (適用除外) 第7条 国、他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。	太宰府市議会	1	2	1	太宰府市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。											1	1	
40	223	古賀市	2		古賀市議会	1	2	1	古賀市議会議員規則 第2条第3項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。										1	1		
40	224	福津市	1	福津市職員旧姓使用取扱規定第3条 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経て市長に届けなければならない。 2. 市長は、前項の届出を受理したときは、旧姓を使用することを認めるものとする。	福津市議会	1	2	1	福津市議会議員規則 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。											1	1	
40	225	うきは市	1	うきは市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 [別表第1] [別表第2] (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(令和元年7月1日訓令第3号) この訓令は、公布の日から施行する。	うきは市議会	1	3	1	うきは市議会議員規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。												1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
40	226	宮若市	1	宮若市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻等によって戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓を職場において使用することに關して、その取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 婚姻等 婚姻(離婚を含む)又は養子縁組をいう 2 職員 宮若市職員定数条例第1号に掲げる職員をいう 3 旧姓 婚姻等による改正前の氏をいう 4 文書等 業務上作成し、又は取得した文書で、主に別表第1及び2に掲げるものをいう 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、業務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には旧姓を使用することができない。 第4条 職員は文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた後速やかに、旧姓使用承認申請書を所屬長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 第5条 任命権者は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、その旨を所屬長を経て、当該承認を受けて旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という)の通知しなければならない。 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所屬長を経て、任命権者に提出しなければならない。 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 第8条 人事担当課長は、職員の旧姓の使用に關し適切な管理及び運用を図るため、旧姓使用者台帳を備えておくものとする。 第9条 他の地方公共団体及び交易的法人等(以下「他団体等」という)に派遣した職員の当該団体等における旧姓の使用については、当該団体等の取扱いによるものとする。 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し、必要な事項は、別に定めるものとする。 附則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。	宮若市議会	1	2	1	宮若市議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
40	227	嘉麻市	1	嘉麻市議員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用承認) 第2条 職員は、婚姻(離婚を含む)若しくは養子縁組等により戸籍上の氏を改め、又はその氏に當する場合には、業務に關して引き続き舊姓の氏(旧姓)の氏を含む。以下「旧姓」という。を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所屬長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	嘉麻市議会	4									4	4	4	4	4	4	
40	228	朝倉市	1	朝倉市議員の旧姓使用に関する要綱 第2条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、業務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	朝倉市議会	1	2	1	朝倉市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
40	229	みやま市	4		みやま市議会	1	3	1	みやま市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
40	230	糸島市	3		糸島市議会	1	2	1	糸島市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の期議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
40	231	那珂川市	1	那珂川市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	那珂川市議会	1	2	1	那珂川市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、欠席届(様式第1号)によりその理由を付け、当日の期議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
40	341	宇美町	3		宇美町議会	1	2	1	宇美町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	342	須栗町	1	須栗町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、須栗町職員(会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、経費文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の規定により旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。ただし、当該文書等の写しが外部の機関等に添付する書類として必要な場合を除く。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めた旨その他届出事項に異動があった旨を届け出る際に、又は届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認したときは、旧姓使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、当該申請者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の規定による届出があった場合において、第4条の規定による承認は、効力を失ふ。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町長、職員等と誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 (書類の提出) 第8条 この要綱に基づき町長に提出すべき書類は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。	須栗町議会	1	2	1	須栗町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	343	志免町	1	志免町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(再任用を含む一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	志免町議会	1	2	1	志免町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1
40	344	須恵町	2		須恵町議会	1	2	1	須恵町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1 を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	345	新宮町	1	新宮町議員の旧姓使用に関する要綱 平成27年9月1日 新宮町訓令第1号 (目的) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用された職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等であり、別表第1に掲げる基準に該当するものとし、別表第2に掲げる文書等には使用を認めないものとする。 (承認申請) 第4条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 (承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に提出するものとする。 (使用中止) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等と誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から起算し、平成26年9月1日から適用する。 別表第1(旧姓を使用することができる文書等) 基準 例 1 市組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 事務引継書、回覧用紙、記帳文書、決断に係る事項 2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 出勤簿、休暇等届、出張命令書、復命書、育児休業承認請求書、休日等勤務命令書(振替休日等命令書、時間外勤務等命令書、常勤企業等従事許可申請書、私生活管理簿) 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの 職員録、職員配置図、事務分担表、名札、名刺 別表第2(旧姓を使用することができる文書等) 基準 例 1 公務員の身分関係に係るもの 訓令書、履歴書、宣誓書、詳細職、専従許可、休暇関係文書、職員証、法令等に基づく身分証明書 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、諸手当届(認定申請書)、異動組合に係る文書、退職手当組合に係る文書、職員互助会に係る文書、公務災害に係る文書、研修関係文書、健康診断関係文書 3 財務規則等に定める会計帳簿及び証拠書類 4 公権力の行使に係るもの 1 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書 2 その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書	新宮町議会	1	2	1	○新宮町議会議員規則 昭和62年3月24日 新宮町議会規則第3号 目次 第1章 総則(第1条—第12条) 第2章 議案及び動議(第13条—第19条) 第3章 議事(第20条—第24条) 第4章 選挙(第25条—第34条) 第5章 議事(第35条—第48条) 第6章 委員会(第49条—第53条) 第7章 委員会(第54条—第76条) 第8章 表決(第77条—第87条) 第9章 議院(第88条—第94条) 第10章 秘書(第95条—第96条) 第11章 議院及び資格の決定(第97条—第100条) 第12章 規程(第101条—第107条) 第13章 懲罰(第108条—第114条) 第14章 公聴会(第115条—第120条) 第15章 参事(第121条) 第16章 会議録(第122条—第125条) 第17章 全員協議会(第126条) 第18章 議員の派遣(第127条) 第19章 補則(第128条) 附則 第1章 総則 (準則) 第1条 議員は、招集の日開議直前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員出席の届出にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の範囲内多胎妊娠の場合にあっては、14日前の日から当該出席の日後8日間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (改正(平23議会議則第1号)) (議席) 第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。 2 一般選挙後新たに選定された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 議長は、番号及び氏名標を付ける。 (会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で決める。 2 会期は、招集された日から起算する。 (会期中の閉会) 第5条 議長は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件をすべて議したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議会の閉会) 第7条 会議の閉会は、議長が宣告する。 (会期時間) 第8条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いず会議に閉会して決める。 3 会議の閉会は、号鐘で告げる。 (改正(平23議会議則第1号)) (休会) 第9条 町の休日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議長は、議決で休会することができる。 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法第92条第2項第7号、以下「法」という。第114条(議員の議決による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (改正(平14議会議則第1号)) (会議の閉会) 第10条 開議、散会、延会、中止又は休会は、議長が宣告する。 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休会を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。 (定足数に関する措置) 第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき議長は、議員の退席を制止し、又は議場の外の議員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。 (改正(平3議会議則第9号)) (出席報告) 第12条 法第113条(定足数)の規定による出席報告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。 第2章 議案及び動議 (議案の提出) 第13条 法第112条(議員の議案の提出)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。 2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を議案、理由を付け、所定の賛成者とともに提出し、議長に提出しなければならない。 3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を議案、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 (改正(平18議会議則第1号)) (一事不再議) 第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。 (動議成立に必要な賛成者の数) 第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議決とすることができない。 (修正の動議) 第16条 法第115条の3(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議長が修正の動議を議決するに当たっては、2人以上の者の賛成によるなければならない。 2 修正の動議は、その案を議案、所定の発議者全員が議決して、議長に提出しなければならない。 (改正(平23議会議則第1号)) (秘密会の動議) 第17条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の措置) 第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論を用いず会議に閉会して決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議決となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議決となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議決となる前においては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。 第3章 議事日程 (日程の作成及び配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布されることとする。 (日程の順序変更及び追加) 第21条 議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いず会議に閉会して、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 (議事日程のない会議の通知) 第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (日程の終了及び延会) 第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認め	2	2	2	2	2			

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
40	345	新宮町					るとか又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って採決することができる。 第4章 選挙 (選挙の宣言) 第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣言する。 (不在議員) 第26条 選挙を行う宣言の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖) 第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣言)の規定による宣言の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布済れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 (投票) 第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了) 第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票済れの有無を確かめ、投票の終了を宣言する。その宣言があった後は、投票することができない。 (改正(平3議会規則第8号))											

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない			
40	345	新宮町	議会の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
									(議案書の記載事項等) 第88条 議案書には、邦文を用い、議案の趣旨、提出年月日、議案者の住所及び氏名及び議案者の住所(法人の場合はその名称及び代表者の氏名所在地を記載し、押印しなければ議案者(法人の場合はその名称を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。) 2 議案を前介する議員は、議案書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 3 議案書の提出は、平綴りとなさなければならない。 (改正(平3議会規則第1号)) (議案の紹介の取扱い) 第89条 議員が議案の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。 (議案書の写しの配布) 第90条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した議案書の写しを議員に配布する。 (議案の委員会付託) 第91条 議長は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、議案書の写しの配布とともに、議案を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した議案で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 会議に付した議案の委員会付託は、議会の議決で省略することができる。 3 議案の付託又は以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の議員が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 (改正(平3議会規則第8号)) (紹介議員の委員会出席) 第92条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。 (議案の審査報告) 第93条 委員会は、議案について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの (2) 不採択すべきもの 2 委員会は、必要があると認めるときは、議案の審査結果に意見を付けることができる。 3 採択すべきものと決定した議案で、町長その他の関係執行機関に送付することを議案と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (議案書の処理) 第94条 議案書又はこれに添付するもので議長が必要であると認めるときは、議案書の別より処理するものとする。 第100条 秘密会 (指定者以外の選任) 第95条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長に指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 (秘密の保持) 第96条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の維持する限り、他に漏らしてはならない。 第11章 詳細及び資格の決定 (議長及び副議長の詳細) 第97条 議長が詳細しようとするときは副議長に、副議長が詳細しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。 2 前項の辞表の提出があったときは、その首議者に報告し、討論を用いずに会議に附してその許可を求める。 3 首議者に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。 (議員の詳細) 第98条 議員が詳細しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の詳細について、準用する。 (資格決定の要求) 第99条 法第121条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2議員の選挙権の喪失に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証書書類とともに議長に提出しなければならない。 (資格決定の審査) 第100条 前条の要求については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。 (改正(平3議会規則第1号)) 第12章 規律 第101条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。 (携帯品) 第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、被褥、つえ、傘、写真機及び録音機の類を携帯し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (議事妨害の禁止) 第103条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (離席) 第104条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。 (休憩) 第105条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (新聞等の閲覧禁止) 第106条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない。 (議長の秩序保持権) 第107条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に附して決める。 (改正(平3議会規則第8号)) 第13章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第108条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が提案して、議長に提出しなければならない。 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第96条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰の審査) 第109条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。 (改正(平3議会規則第1号)) (代理表明) 第110条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会へ一身上の表明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって表明させることができる。 (報告又は陳謝の方法) 第111条 報告又は陳謝は、議会の決めた報告文又は陳謝文によって行うものとする。 (出席停止の期間) 第112条 出席停止は、会期を超えることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合は、この限りでない。 (出席停止期間中出席したときの措置) 第113条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退会を命じなければならない。 (懲罰の宣告) 第114条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 第14章 公明会 (追加(平25議会規則第1号))										

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド 名	市 区 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
								<p>(公職回避の手続)</p> <p>第115条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公職を問うるときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>第116条 公職会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第117条 公職会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第118条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の発言は、その意見を述べようとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不届当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>(議員と公述人の質疑)</p> <p>第119条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第120条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>第15章 参考人</p> <p>(追加(平25議会議則第1号))</p> <p>(参考人)</p> <p>第121条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>2 前項の議決において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第118条(公述人の発言)、第119条(議員と公述人の質疑)及び第120条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(改正(平27議会議則第1号))</p> <p>第16章 会議録</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第122条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延長、中止及び休会の日時</p> <p>(3) 出席及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職氏名</p> <p>(6) 議事日程</p> <p>(7) 議長の諸報告</p> <p>(8) 議員の異動並びに議長の指定及び変更</p> <p>(9) 委員報告書及び少数意見報告書</p> <p>(10) 会議に付した事件</p> <p>(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</p> <p>(12) 選挙の結果</p> <p>(13) 議事の経過</p> <p>(14) 記名投票における賛否の氏名</p> <p>(15) その他議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第123条 会議の要点は、しんぐろ町議会により、町民にお知らせする。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第124条 前条の会議録には、秘密の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第125条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>第17章 全員協議会</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(全員協議会)</p> <p>第126条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</p> <p>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</p> <p>3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>第18章 議員の派遣</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(議員の派遣)</p> <p>第127条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>第19章 補則</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第128条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</p> <p>(以下(平25議会議則第1号))</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、昭和82年4月1日から施行する。</p> <p>2 新宮町議会議規則(昭和40年新宮町規則第2号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成3年9月17日規則第6号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年12月21日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年6月24日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成19年3月12日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成20年9月24日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成23年3月8日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年3月25日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第22条の改正規定は、平成25年3月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成27年12月28日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成30年6月15日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月18日議会議則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>									

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7														
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
40	348	久山町	4		久山町議会	1	2	1	久山町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	4	1	1	1	1		
40	349	粕屋町	1	粕屋町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない事案組織内部で使用している文書、経歴文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2. 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。ただし、別表に掲げる文書等については、従来の電算システムで対応できない文書等を除き、適宜氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。 【別表】 1. 旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。 (1) 職名 (2) 職名での呼称 (3) 職員録、産票表、電話番号表等 (4) 職務分掌表、引継書 (5) 出勤簿 (6) 給与支給カード (7) 時間外勤務命令簿 (8) 出張命令簿 (9) 職務等免状申請書 (10) 職務書 (11) 職票書 (12) 職票文書(財務会計帳票を含む。) (13) 上記のほか粕屋町服務規程及び粕屋町職員倫理規程(運用指針を含む。)で規定されている届出等(ただし、給与及び共済組合に係るものを除く。) (14) 異動申請書等 (15) 戸当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿等 (16) 懲戒処分書及び懲戒処分説明書(戸籍上の氏名を併記) (17) 町職員互助会に係る文書 (18) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの		粕屋町議会	1	2	1	粕屋町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
40	381	戸屋町	3		戸屋町議会	1	2	1	戸屋町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	2
40	382	水巻町	2		水巻町議会	1	2	1	水巻町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1									1	1	1	1	1	1
40	383	岡垣町	1	岡垣町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		岡垣町議会	1	2	1	岡垣町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	2	4
40	384	遠賀町	4		遠賀町議会	1	2	1	遠賀町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
40	401	小竹町	2		小竹町議会	1	2	1	小竹町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
40	402	鞍手町	4	鞍手町議会	1	4	1	鞍手町議会議員規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合に合っては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
40	421	桂川町	1	桂川町議会	1	2	1	桂川町議会議員規則(昭和62年6月23日議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に合っては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	4	1
40	441	筑前町	1	筑前町議会	1	3	1	筑前町議会議員規則 第2条第2項 (給) 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合に合っては、14週間)前日から当該出産予定の日後10週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3					1	1	1	1	1	1
40	448	重勝村	4	重勝村議会	2			大刀洗町議会議員規則 第2条第2項 (給) 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に合っては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						2	2	2	2	2	4
40	503	大刀洗町	4	大刀洗町議会	1	2	1	大刀洗町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に合っては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
40	522	大木町	1	大木町議会	1	2	1	大木町議会議員規則 第1条 議員は、招集の当日開議時刻前に議事室に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に合っては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
40	604	糸田町	3	糸田町議会	1	2	1	糸田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40	606	川崎町	4	川崎町議会	1	2	1	川崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40	608	大任町	2	大任町議会	4							4	4	4	4	4	4	
40	609	赤村	4	赤村議会	1	2	1	赤村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
40	610	福智町	1	<p>要綱第19号 福智町職員の旧姓使用に関する要綱(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用職員)</p> <p>第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。</p> <p>(令2要綱21-一部改正)</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。</p> <p>2. 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。</p> <p>(承認申請)</p> <p>第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2. 申請の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。</p> <p>(承認通知)</p> <p>第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。</p> <p>(使用中止届)</p> <p>第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。</p> <p>(所属長及び使用者の責務)</p> <p>第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図れるよう努めなければならない。</p> <p>2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に無用な騒音や混乱が生じることのないよう努めなければならない。</p> <p>(承認の取消)</p> <p>第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(令和2年3月19日要綱第21号)</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	福智町議会	1	2	1	福智町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則1・令3議会規則1-一部改正)	2						1	1	1	1	1	1
40	621	菊田町	1	<p>菊田町職員の旧姓使用に関する規定</p> <p>第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書を所属長を経て町長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	菊田町議会	1	3	1	菊田町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
40	625	みやこ町	4		みやこ町議会	1	4	1	みやこ町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4	
40	642	吉富町	4		吉富町議会	1	2	1	吉富町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
40	646	上毛町	4		上毛町議会	1	2	1	上毛町議会議員規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
40	647	粟上町	4		粟上町議会	1	2	1	粟上町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

福岡県

調査時点 議会開催は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 府 市 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画推進官職又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の本文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	その他					
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. その他		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			その他内容			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
	1	8	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
	0	0	34	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	59	52	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	45	
40100 北九州市	4	2	1								2	3	2		2	
40130 糟田市	4	4	3								3	2			2	
40202 大牟田市	4	4	3									3	4	1	地域防災計画 災害ボランティアセンターの総括及び連絡調整ボランティア活動に対する相談受付 上記の事務分掌の災害予防	
40203 久留米市	4	4	1								1	3	2	1	久留米市地域防災計画 家庭子ども相談員、男女平等政策課及び男女平等推進センターは、災害によって生じたストレスや暴力被害など女性の心身の健康などに対応するため、電話相談や面接相談で対応し、市保健所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣などを実施し、女性のための相談を実施する。 また、女性のための一時保護施設を確保する。	
40204 直方市	4	4	3									3	4	1	直方市地域防災計画 第5編 災害復旧計画 第4節 女性のための相談 男女共同参画センターは、被災によって生じたストレスなど女性の心身の健康、夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健師・児童福祉司等と共同し指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。	
40205 飯塚市	4	4	3									1	4	1	飯塚市地域防災計画 飯塚市災害対策本部事務分掌 避難所等 避難所ケア係(男女共同参画推進課) 災害(単独型一対本部)時の役割 ○避難所での性別の違いに伴う問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関する事 ○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対応に関する事 ○避難所で必要とする事業が出た場合に各班へ通報 ・復旧・復興時の役割 ○避難所での性別の違いに伴う問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関する事 ○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対応に関する事 ○避難所で必要とする事業が出た場合に各班へ通報	
40206 田川市	4	4	3									3	4		2	
40207 糟川市	4	4	3									3	4		2	
40210 八女市	4	4	3									3	4		2	
40211 筑後市	4	4	1			3					2	2	1	1	筑後市議会議員の通称等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第69号)第99条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが認められているもの)については、括弧内のものをいう。又は同法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁結等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏	
40212 大川市	4	4	3									3	2		2	
40213 行橋市	4	4	2									3	4		2	
40214 豊前市	4	4	3									3	4	1	豊前市地域防災計画 避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。	
40215 中間市	4	4	1	1		3							4	2	中間市議会ハラスメント根絶条例 全文該当	
40216 小郡市	4	2	2										4		2	
40217 筑紫野市	4	4	2										3	4	1	災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
40218 春日市	4	4	3										3	4	2	
40219 大野城市	4	4	1									3	2		2	



都 市 市	道 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 同 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教科書「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
府 町	区																
県 村	町																
コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 防 1 止 . 理 に ハ あ 規 関 ら 定 す ス 等 る メ ン が 定 ト	相 に 2 談 関 . 窓 す ハ 、 ろ ら を 議 ス 設 員 マ 置 向 し け ト	向 防 3 け 止 . 研 に ハ い 修 関 ら を す 行 る メ つ 議 で 員 ト	4 そ 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
ド	名																
40	447	秩那町	4	2	2						2	4			1	秩那町地域防災計画 避難所へ女性のための相談員や保健師等を巡回させ、女性特有の問題に関する相談を受ける。また、相談員等に対応できない場合は、専門の相談機関を紹介、又は電話相談窓口を紹介するなど、女性のための相談を実施する。	
40	448	重藤村	4	4	3						1	4				2	
40	503	大刀洗町	4	4	3						3	4				2	
40	522	大木町	2	2	3						1	4				2	
40	544	立山町	4	4	2						2	4				2	
40	601	養春町	4	4	2						2	1				3	
40	602	湯田町	4	4	3						3	4		男女共同参画審議会委員に議決から委員を退出している。	3		
40	604	糸田町	4	4	1		3				2	4				2	
40	605	川邊町	4	4	3						3	4				2	
40	606	大任町	4	4	3						3	4				2	
40	609	赤井	4	4	3						3	4				2	
40	610	福留町	4	4	3						3	4				2	
40	621	珂田町	4	4	3						1	4			1	珂田町地域防災計画本編 一般災害復旧・復興計画 第3章第4節生活相談第2項 女性のための相談 災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、町は次に掲げる地区を講じる。(1)避難所等において女性特有の問題に関する相談を受けるため窓口を設置する。(2)県が行う電話相談の実施や、県の京葉保健福祉推進事務所と共同し、避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力する。	
40	625	みやこ町	4	4	2						2	2				2	
40	642	真富町	4	4	3						3	4				2	
40	646	上里町	4	4	3						3	4				2	
40	647	堀本町	4	4	2						2	4				2	